

名古屋市告示第106号

名古屋市青少年交流プラザ（分館を除く。）の臨時開館について

名古屋市青少年交流プラザ条例施行細則（平成19年名古屋市規則第85号）第2条第2項の規定により、次のとおり休館日に臨時に開館します。

令和8年3月19日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 臨時に開館する施設

名古屋市青少年交流プラザ（分館を除く。）

2 臨時に開館する日

令和8年5月7日（木）

令和8年7月21日（火）

令和8年7月27日（月）

令和8年8月10日（月）

令和8年8月17日（月）

令和8年8月24日（月）

令和8年8月31日（月）

令和8年9月24日（木）

令和8年10月13日（火）

令和8年11月24日（火）

令和9年1月12日（火）

令和9年3月23日（火）

名古屋市子ども青少年局子ども未来企画部青少年家庭課